

ヨーロッパにおける オンライン仲介プラットフォームのための 規律枠組みに向けて

クリストフ・ブッシュ(博士)
オスナブリュック大学(ドイツ)教授

仮訳 カライスコス アントニオス(京都大学)

2018年10月16日、東京

目次

- I. はじめに
- II. ヨーロッパにおける近時の規律に向けた活動
- III. いくつかの規律事項
 - 1. 契約上の役割の透明性
 - 2. プラットフォーム運用者の責任
 - 3. 評判メカニズム
- IV. まとめ

ヨーロッパにおける近時の規律に向けた活動

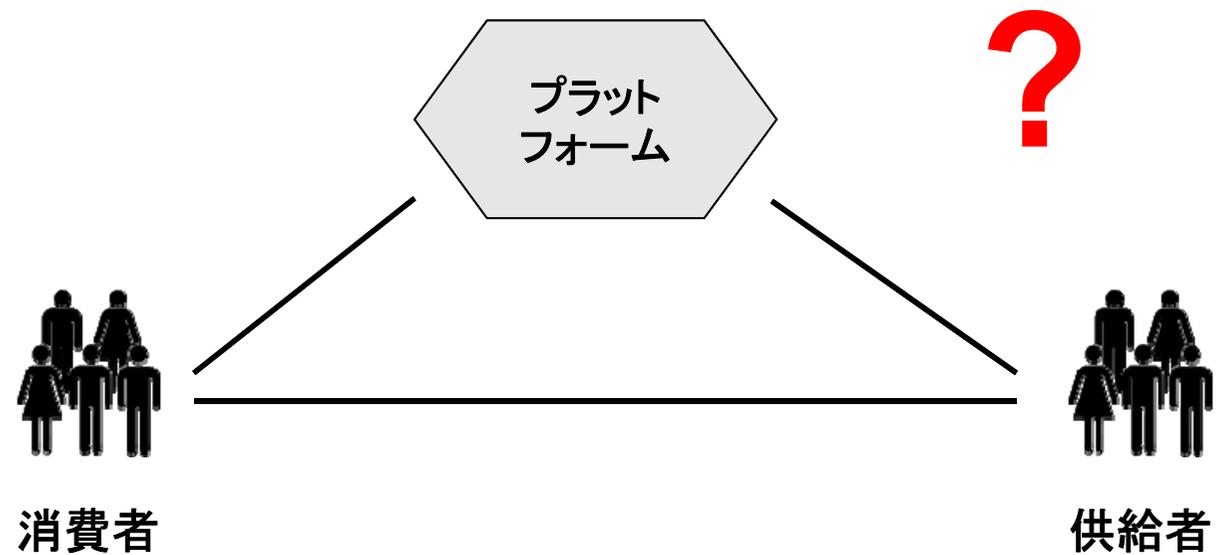
2016年5月	デジタル単一市場におけるオンライン・プラットフォーム COM(2016) 288
2016年6月	コラボレイティブ・エコノミー〔協調経済〕に関するヨーロッパ・アジェンダ COM(2016) 356
2017年12月	欧州連合司法裁判所判決 C-434/15 – スペインのUber社
2018年4月	消費者のためのニュー・ディール COM(2018) 185 オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーのための公正性および 透明性に関する規則提案 COM(2018) 238
2018年9月	プラットフォーム・エコノミーの監視所のための専門家グループ

ヨーロッパにおける近時の規律に向けた活動

- オンライン仲介プラットフォームに関するヨーロッパのモデル準則
- ヨーロッパ法協会 (European Law Institute, ELI) のプロジェクト (ELIは2011年に設立、メンバーは1,400名を超える)
- ワーキング・グループ: 10のEU加盟国からの35名の研究者
- 討議草案 (Discussion Draft) が法律雑誌 Journal of European Consumer and Market Law (EuCML) 2016, pp. 164-169に掲載
- <https://ssrn.com/abstract=2821590>で閲覧可能



契約上の役割の透明性(1)



契約上の役割の透明性(2)

ELI討議草案11条

- (1) プラットフォーム運用者は、顧客に対し、供給者と顧客との契約の締結前の適切な時期に、顧客がプラットフォーム運用者ではなく供給者と契約を締結することになることについて情報を提供しなければならない。
- (2) プラットフォーム運用者は、供給者が、顧客に対し、その物品若しくは役務又はデジタル・コンテンツを**事業者として**提供しているのかについて情報を提供することを確保しなければならない。

消費者のためのニュー・ディール COM(2018) 185, 2条(4)

プラットフォーム運用者は、「物品、役務又はデジタル・コンテンツを提供する第三者が事業者であるか否かについて、**オンライン・マーケットプレイスに対するその第三者の申告に基づいて**」消費者に情報を提供しなければならない。

利用可能な取引データに基づく自動的な検証？

プラットフォーム運用者の責任(1)

ELI討議草案18条(2)

顧客においてプラットフォーム運用者が供給者に支配的な影響力を有していると信頼することが合理的である場合には、プラットフォーム運用者は、供給者と顧客との契約の不履行について供給者と連帯して責任を負う

プラットフォーム運用者は、単に「マーケットプレイス」を創出するのみならず、供給者に対して支配力を行行使う場合がある

「事業者」と「マーケット」のハイブリッド

欧州連合司法裁判所判決 C-434/15
– スペインのUber社

欧州連合司法裁判所判決 C-390/18
– アイルランドのAirbnb社



参考文献: Busch, EuCML 2018, 172 – <https://ssrn.com/abstract=3231505>で閲覧可能

プラットフォーム運用者の責任(2)

適用範囲: 新たなプラットフォーム・ビジネス・モデルにも適用されるのか?

Instagram Shoppable Posts, Facebook Marketplace



Instagram

Google Shopping



Voice Commerce (Amazon Echo, Google Home...)

Google Shopping

「プラットフォームとしての音声による取引」

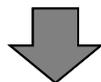
参考文献: Karin Sein, Concluding Consumer Contracts via Smart Assistants: Mission Impossible under European Consumer Law?, EuCM 2018, 179-188



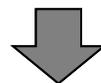
評判メカニズム

ELI討議草案8条:

- レビューの収集、処理および公表に関する**透明性**
- **職業上の注意義務**という基準への適合



- 評判システムが任意のISO/CEN標準を遵守するものである場合の適合性の推定



- レビューの**ポータビリティ**
(「評判という資本」)



ヨーロッパにおける オンライン仲介プラットフォームのための 規律枠組みに向けて

クリストフ・ブッシュ(博士)
オスナブリュック大学(ドイツ)教授

Eメール: christoph.busch@uos.de

ウェブサイト: busch.jura.uos.de

SSRN: ssrn.com/author=1392394

ツイッター: [@christophbusch](https://twitter.com/christophbusch)